

## 入札説明書

令和8年（2026年）札幌市告示第2718号に基づく入札等については、札幌市契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和8年（2026年）7月9日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課運営支援係

電話 011-211-2938 Eメールアドレス ml\_in\_uneishien@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 工事の名称

札幌市自閉症者自立支援センター 熱交換器HE-1本体漏水修理

(2) 調達案件の仕様書等

別添のとおり

(3) 履行期間

契約書に示す着工の日から令和8年9月30日までとする。

(4) 工事場所

〒007-0032 札幌市東区東雁来12条4丁目1-5

札幌市自閉症者自立支援センター ゆい

(5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建築設備等保守管理業務」に登録されている者であり 「管工事業」の登録がされていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 本告示等に示した物品の納入や工事が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問合せ先  
上記2に同じ。

(2) 仕様書等に関する質問及び回答

ア 提出方法

電子メールの件名を『【問い合わせ】「札幌市自閉症者自立支援センター 熱交換器HE-1本体漏水修理」』とし、本文に質問内容、法人名、担当者名、連絡先（電子メールアドレス、電話番号）を記載して送付すること。

イ 送付先及び提出期限

メールアドレス ml\_in\_uneishien@city.sapporo.jp 宛てに送付。

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和8年7月15日（水）12時までに送付すること。

ウ 回答書の閲覧

回答は質問者に対して個別に行うが、広く公開すべきと判断したものについては、ホームページに掲載する。

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年7月22日10時00分開札【札幌市自閉症者自立支援センター 熱交換器HE-1本体漏水修理】の入札書在中」の旨記載し、上記2宛てに入札書の受領期限までに提出すること。また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せず提出すること。

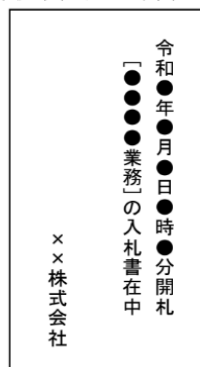
イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和8年7月22日10時00分開札【札幌市自閉症者自立支援センター 熱交換器HE-1本体漏水修理事】の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛てに入札書の受領期限までに送付すること。また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せず、外封筒に入れて送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

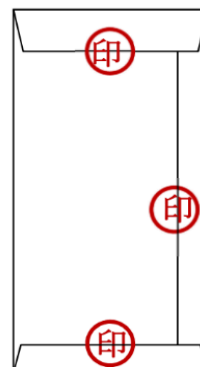
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

図) 入札書提出時の封筒について

表面



裏面



(4) 入札書の受領期限

令和8年7月21日（火）17時00分（送付の場合は必着のこと）

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき。

- (7) 代理人による入札
- ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、入札時まで委任状を提出しなければならない。
  - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 開札の日時及び場所
- 日時：令和8年7月22日（水）10時00分
  - 場所：上記2に同じ
- (9) 開札
- ア 開札は、上記(8)の日時及び場所において行う。入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
  - イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
  - ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
  - エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
  - オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

また、落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査する（事後審査方式）。

落札者は3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札参加資格をすることを証する書類（一般競争入札参加資格確認申請書）を提出しなければならない。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者

を、新たな落札候補者として、上記の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(4) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を 取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書(別紙4)を提出することとする。

(7) 入札者に要求される事項

ア 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、封印した入札書のほかに、組合員名簿を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類及び契約保証金に係る書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない(上記(3)イ参照)。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ウ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(8) 契約条項 契約書(案)のとおり。

以上